

様式第17 法第49条第4項第8号関係（特別地域内工作物の新築の許可等）

自然公園法第20条第3項の許可等に関する事項

行為者 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56番地2
南三陸町長 佐藤 仁
及び津の宮・滝浜地区（原団地）6名

目的	東日本大震災により被災した津の宮・滝浜地区（原団地）住民の住宅再建、それに伴う防災集団移転促進事業を活用した敷地造成。	
場所	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字津の宮22-1外	
行為地及びその付近の状況	行為地は国道398号の南側に隣接する標高13m～35mの北斜面であり、農地及び雑木からなる自然林である。また、行為地周辺に被災を免れた既存集落が隣接し、生業の場でもある津の宮漁港へも容易にアクセス可能である。	
工作物の種類	建築物等 戸建住宅(敷地面積1戸当たり約330m ²)：2階建以下×6戸	
施行方法	(別紙1に記載)	
施行後の周辺の取扱	工事の施工は行為地内のみで実施し、周辺での仮設工等は予定していない。	
予定日	着手	(別紙2に記載)
	完了	(別紙2に記載)
備考	<p>○他法令の手続き状況</p> <ul style="list-style-type: none">・防災集団移転促進事業計画（国土交通大臣の同意なし） (当初：平成24年7月、変更：平成25年11月(予定))・農地転用（復興整備計画公表：平成25年10月(予定)）・公共施設管理者：協議済 (国道398号：県気仙沼土木事務所) <p>○土地所有関係</p> <ul style="list-style-type: none">・南三陸町が防災集団移転促進事業敷地として取得 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none">・南三陸町が防災集団移転促進事業を活用し敷地造成、個人で住宅建築を行う。	

(別紙1) 施行方法

規模	
構造	
主要材料	別紙3 「まちづくりルール」に記載
外部の仕上げ及び色彩	
関連行為の概要	<p>①伐採樹木 雑木他：約670本 (伐採面積約6,700m²、伐採材積約115m³)</p> <p>②敷地造成 造成面積：約9,700m² 切土面積：約8,400m² 盛土面積：約1,300m²</p> <p>③施設整備 団地内道路 輔装：アスファルト舗装 幅員：約6m 延長：約361m 法面 植生基材吹付：(t=5cm 約1,550m²) 擁壁 ブロック積： (高さ：H=0.0～4.8m、延長：L=約188.2m) 箱型ブロック擁壁 (高さ：H=1.0～7.0m、延長：L=約222m) 水道管 ポリエチレン管 φ50：約542m 道路側溝 幅300×高300：約361m (両側側溝) 防火水槽 (40m³) N=1.0基 フェンス H=1.2m：約201.1m</p> <p>④残土処理 切土量：約21,400m³ 盛土量：約 3,100m³ 残土： 約18,300m³</p> <p>⑤工事用仮設物 工事用仮設資材置場等は、近隣の特別地域外に設置</p>

(別紙2) 津の宮・滝浜地区(原団地) 防災集団移転促進事業スケジュール

(別紙3)

○南三陸町津の宮・滝浜地区（原団地）まちづくりルール

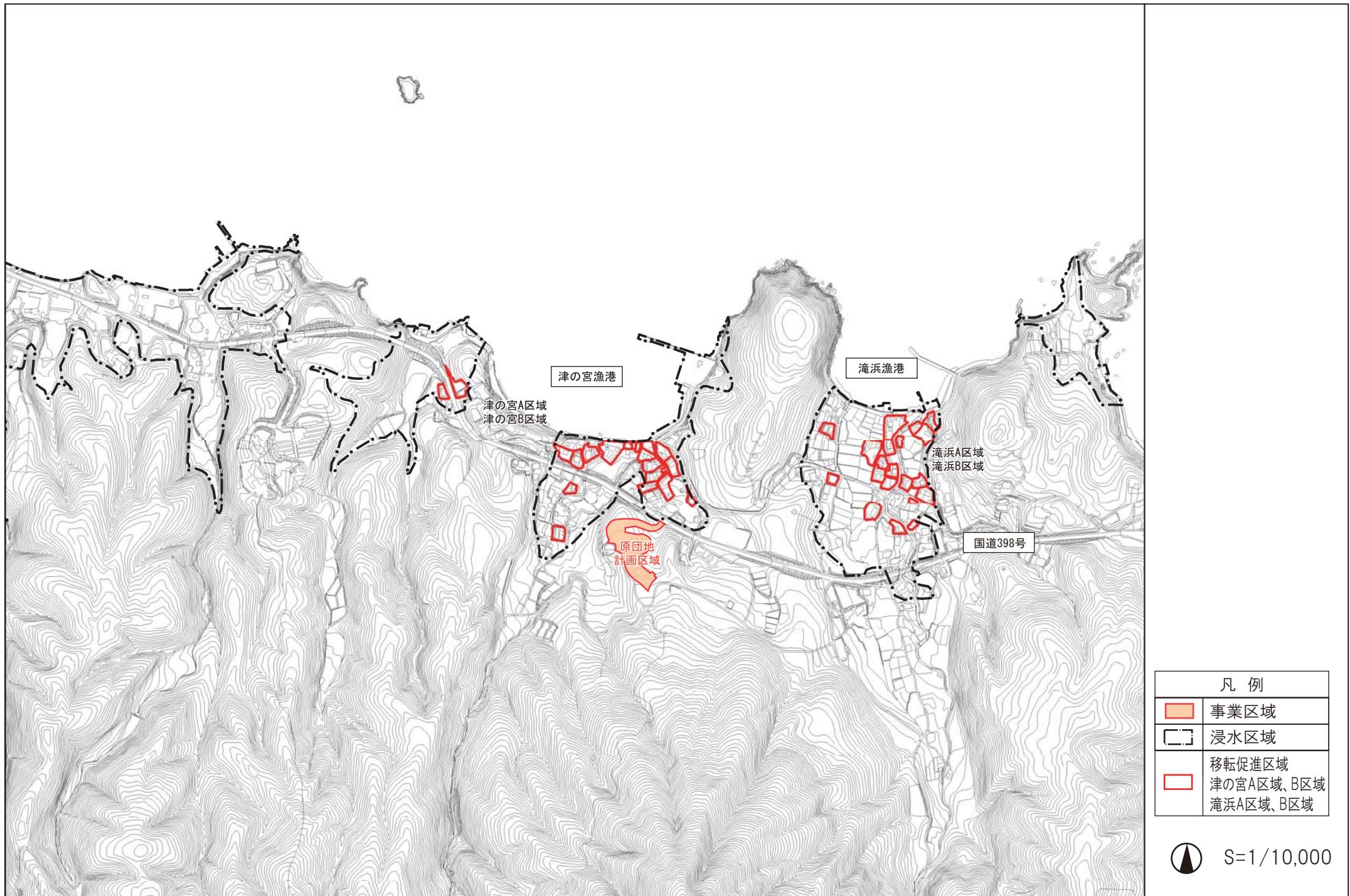
宮城県南三陸町の防災集団移転促進事業により整備される「原団地」において、安全でうるおいのあるまちづくりを進めるため、まちづくりのルールを以下のように定める。

名 称	南三陸町原地区 まちづくりルール	
位 置	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字津の宮 原団地	
面 積	約0. 95 ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は、東日本大震災により罹災した世帯が安全な高台への集団移転を行う地区であり、南三陸町が防災集団移転促進事業を活用して新たに整備する住宅地である。</p> <p>本地区のまちづくりのルールは、質の高い住宅の建設を促進し、良好な住宅地の環境を形成し、保全する住宅団地の形成を図るとともに、緑に囲まれたうるおいのある住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
まちづくりの方針	土地利用の方針	地区的良好な居住環境の形成を目指し、周辺地区の環境保全に配慮しながら、住宅を中心とした土地利用を誘導する。 沿道緑化等を推進し、戸建住宅地としての良好なまちなみ形成を図る。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none">良好で健全な住環境に配慮した市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。敷地の分割や細分化により、建物が密集し、住環境の低下を防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。うるおいのある緑豊かな街並み景観やゆとりある市街地の形成のため、壁面の位置の制限を定める。地区の特性に応じた街並み景観を実現し、良好な市街地環境の確保を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。地区の特性に応じた街なみ景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。沿道緑化の推進を図るとともに、地震時のブロック塀等の倒壊による災害を防ぐため、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none">うるおいのある緑豊かな街並み景観の形成を図るため、緑化を推進する。良好な市街地環境を図るため、資材置場、廃材置場、著しい振動若しくは騒音・悪臭・粉塵などにより付近の住環境を害するおそれのある施設等の土地利用を避ける。

まちづくり計画（ルール）	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
			1. 一戸建て住宅
			2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの
			3. 診療所兼用住宅 4. 旅館兼用住宅 5. 漁業用住宅
			6. ゴミ集積所
		建築物の容積率の最高限度	10分の20（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6（都市計画法に基づく第一種住居地域程度）
		建築物の敷地面積の最低限度	330m ² （建築敷地としての敷地分割の禁止） ただし、町長が良好な居住環境を害するおそれがないと認める土地についてはこの限りではない。

このまちづくりルールは、本地区が指定されている「南三陸金華山国定公園」の特別地域（第3種）において、防災集団移転促進事業による住宅団地開発と居住者の住宅建設を実施するため定めるものである。

地形図



概要図

津の宮漁港

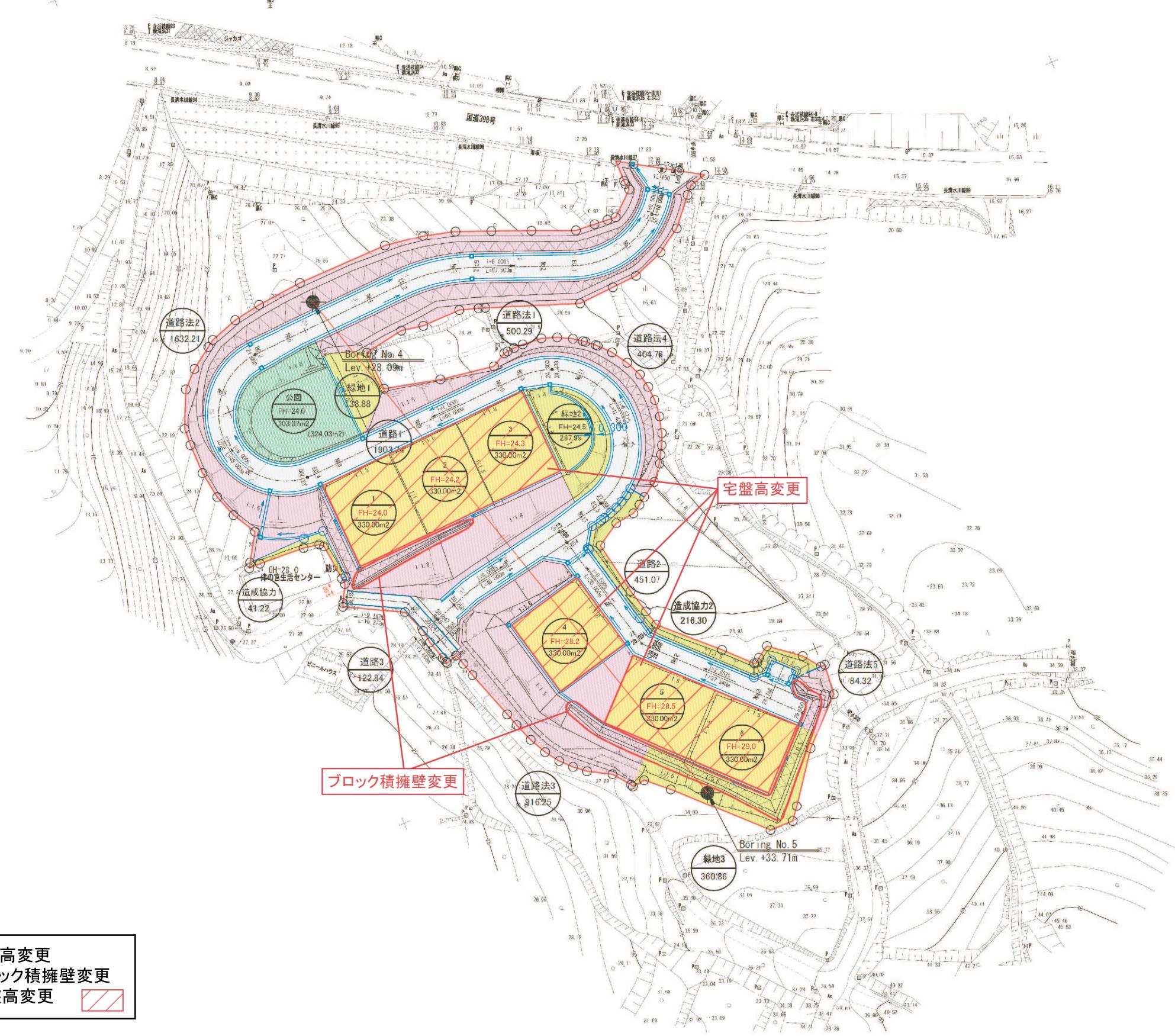


凡 例	
---	事業区域
- - -	浸水区域



S=1/2,500

土地利用計画図 S=1:500



変更理由	①宅盤高変更 ・ブロック積擁壁変更 ・宅盤高変更
------	--------------------------------

土地利用計画表				
記号	名 称	面積(m ²)	比率(%)	備考
■	一般住宅	1,980.00	20.72	
□	道 路 面	2,477.65	25.93	
■	道 路 法 面	3,537.83	37.03	
■	道 路 計	6,015.48	62.96	
■	公 園	503.07	5.27	内 平場面積 324.03
■	その 他	797.73	8.35	
□	造成協力	257.52	2.70	
■	合 計	9,553.80	100.00	

第1回変更 変更集約141125

工事番号	防災集団移転促進事業調査測量設計業務委託
路線名	
施工箇所	原地内
工事名	平成 年度 工事
図面名	土地利用計画図
縮尺	S=1:500 位置
設計者	設計 年度
宮城県南三陸町	図番 4